

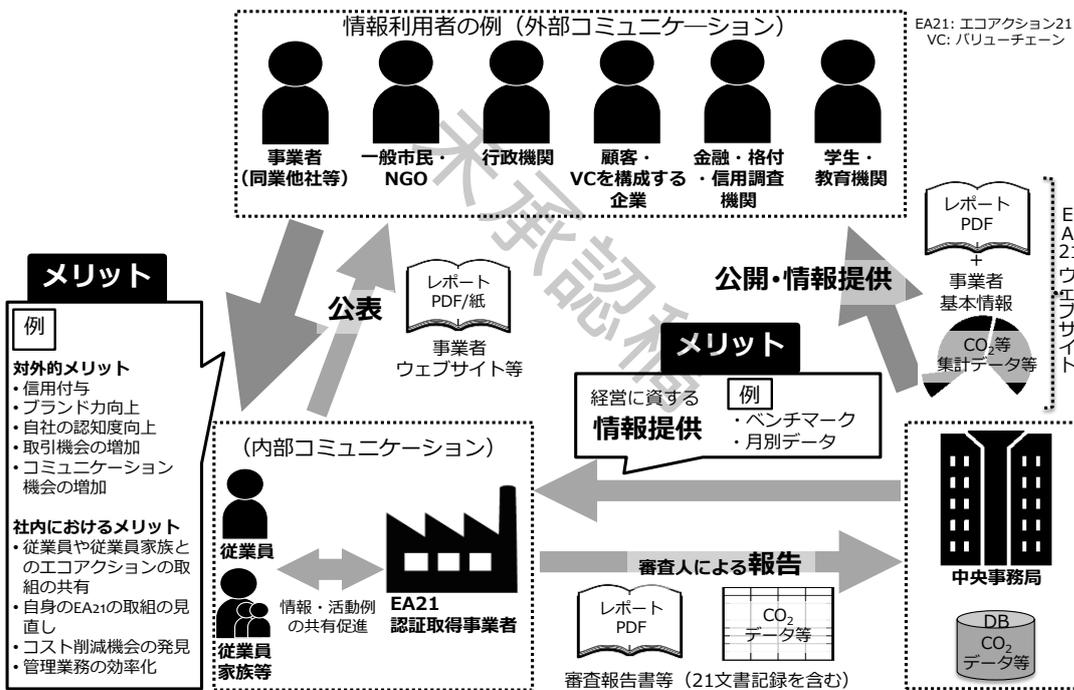
1 改訂版 4 章（新第 3 章）環境情報を用いたコミュニケーション

2 本章は、環境情報を用いたコミュニケーションに関する要求事項を定めてい
3 ます。

4 せっきくの環境取り組みも、多くの人に伝えなければ“環境に配慮した事業
5 者”という評価を得ることはできません。そこで本章は事業者に対し、「環境経
6 営レポート」の作成、データの準備及びこれらの公表と活用について要求する
7 ものです。

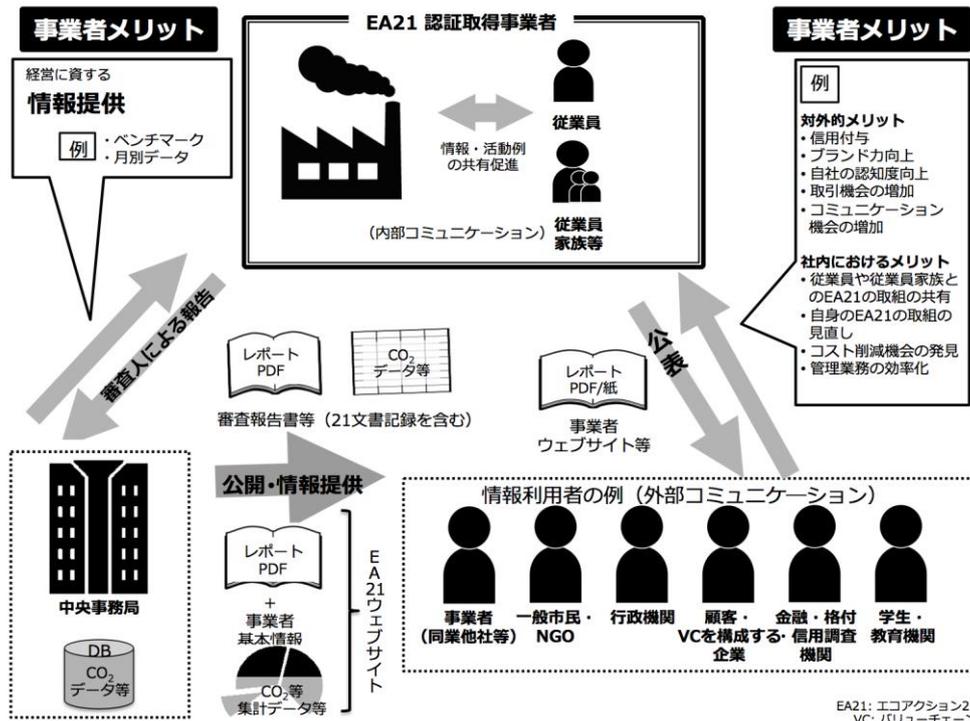
8 また、審査員は事業者の協力の下、CO2 情報の元データとなるエネルギー消費
9 量等の環境等データを入手し、中央事務局へ報告します。中央事務局は当該デ
10 ータを分類・集計・分析し、有用な情報として様々な関係者に提供します。こ
11 れにより、パリ協定以降、更なる取り組みが要求される CO2 排出量の管理・削
12 減に対して、エコアクション 2 1 が効果的な取り組みであることを世の中に広
13 く理解してもらいます。

14 下記の図は、本章の全体像と事業者のメリットを図示したものです。
15



図表 環境コミュニケーションとそのメリット
(旧バージョン)

16
17
18



図表 環境コミュニケーションとそのメリット
(事業者を上配置したバージョン)

環境経営レポートの作成及び公表と活用

事業者は、環境経営レポートの作成（1. 1）及び公表と活用（1. 2）を行います。

1. 1 環境経営レポートの作成

次の項目を盛り込んだ環境経営レポートを定期的に（原則毎年度）作成する。

■ 計画の策定 (PLAN)

- ①組織の概要（事業所名、所在地、事業の概要、事業規模等）
- ②対象範囲（認証・登録範囲）、レポートの対象期間及び発行日
- ③環境経営方針
- ④環境目標
- ⑤環境活動計画

■ 計画の実施 (DO)

- ⑥環境活動計画に基づき実施した取組内容

■ 取組状況の確認及び評価 (CHECK)

- ⑦環境目標及び環境活動計画の実績・取組結果とその評価（実績には二酸化炭素総排出量を含む）
- ⑧環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟等の有無

■ 全体の評価と見直し (ACT)

⑨代表者による全体評価と見直し及び指示、並びに次年度の環境目標と取組内容

28

29 **1. 2 環境経営レポートの公表と活用**

環境経営レポートを公表する。可能な場合は、インターネットのウェブサイトに掲載する。

30

31 **【目的】**

32 環境経営レポートは、自らの環境取り組みを様々な人へ語りかけるための
33 対話ツールです。単に環境経営レポートを作成するだけでなく、積極的に公
34 表・活用して、皆さんの環境取り組みを応援する人々と協働の輪を広げまし
35 ょう。

36

37 **【解説】**

38 協働したい方をイメージしつつ作成すると、より有用な環境経営レポート
39 となるでしょう。なお、1. 1に掲げた9つの項目は最低限含める必要があり
40 ますが、過度に形式的になる必要はありません。エコアクション21の取
41 組年数や活動の進展にあわせ、見せ方の工夫や記載内容の充実、独自の項目
42 を記載するといった工夫を是非してください。

43 また、1. 1に掲げた9つの要素が含まれている限り、その順番は問いま
44 せん。さらに、環境経営レポートは単独のレポートとして作成するほか、会
45 社案内等の媒体と一体化して作成することも可能です。この場合「エコアク
46 ション21環境経営レポートが含まれている」旨を表紙に明記してください。

47 中央事務局のホームページでは、全国の事業者の環境経営レポートを業種
48 別・地域別・規模別等、容易に閲覧することが可能です。また、中央事務局
49 のホームページには、作成支援マニュアルや活用事例集例といった支援ツ
50 ールも豊富に掲載しています。

51 環境省では、優れた環境経営レポートを表彰する制度「環境コミュニケー
52 ション大賞」を毎年主催しています。自らのレポートの進化・深化の度合い
53 を確認するため、応募してみましよう。

54

55 **2. エネルギー消費量等の環境データの報告及び活用**

56 **2. 1 エネルギー消費量等の環境データの報告**

事業者は、原則として月別に把握・管理した各種エネルギー消費量等及び原単位の算出に必要なデータを審査員に提供する。審査員は、当該データを中央事務局へ毎年度報告する。

57

58 **【目的】**

59

エコアクション21の取り組み成果(当面はCO2情報)を一元的に集計・分類可能なデータベースを構築するため、基礎情報を収集するものです。

60

61

62 **【解説】**

63

エコアクション21には、CO2削減活動の実効性をPDCAサイクルの構築運用で担保することが「地球温暖化対策計画」により、政府から新たに要請されています。気候変動リスクが現実味を増すなかでCO2削減は、産業界、金融界、地方自治体、地域社会等の大きな関心事でもあります。

64

65

今後の様々なニーズに対して、エコアクション21が柔軟かつ適切に対応するには、取り組み成果をデータベース化することが戦略的に極めて重要となります。そこで事業者には、原則として月別に把握・管理された各種エネルギー消費量等を、審査員へ提供するよう求めました。合わせて、原単位の算定に必要なデータ(年次の売上高等)の提供も求めています。

66

67

審査員はこれらのデータの提供を受け、中央事務局へ毎年度報告します。

68

69

70 **2. 2 エネルギー消費量等の環境データの活用**

事業者は、エネルギー消費量等の環境データを自社の環境経営促進に活用する。

71

72 **【目的】**

73

中央事務局等が提供する「経営に資する環境データ」により、事業者の環境経営の改善を支援します。

74

75 **【解説】**

76

中央事務局等は、2.1に掲げたデータベースを利用して「経営に資する環境データ」を事業者へ提供します。このデータには、業種別の比較等による環境負荷やコスト削減等の情報を含み、事業者が環境経営を改善するうえでの重要な手掛かりとなります。また、この情報を活用しつつ、審査員へ今後の環境取り組みを相談することも有用です。

77

78

中央事務局は、2.1に掲げたデータベースを業種別、地域別、規模別等で集計・分類・分析します。これらの情報は、事業者のみならず社会的にも有益です。中央事務局は本制度全体での環境負荷削減の成果を社会へ広く提供していくことが求められます。なお個別のデータは、事業者の許可なく公開しません。

79